中核機関及び権利擁護支援センターにおける役割分担表

			開設時に備えるべき	市		社会福祉協議会
		求められる具体的な役割	機能の優先度	社会福祉課 (生活困窮自立支援窓口)	高齢福祉課 (基幹地域包括支援センター)	地域福祉課 (日常生活自立支援事業)
司令塔機能		・地域連携ネットワークの構築 - 三士会や医療・福祉関係団体、家庭裁判所等と連携し地域のネットワークを構築する。	必須	© (中核機関の重要な 役割として担う)	〇 (構成員として担う)	〇 (構成員として担う)
		・成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理	必須	0	×	×
事務局機能		協議会の開催一法律・福祉専門職団体、医療、金融等の関係機関が連携体制強化する合議体を開く。	必須	© (中核機関の事務 局として担う)	〇 (構成員として協議会 に参加する)	〇 (構成員として協議 会に参加する)
		・成年後見制度利用支援事業の事務等管理 ー相談や申請及び審査事務などを実施する。	必須	◎ (事業内容を見直す)	×	×
	広報·啓発	・各種研修や講演会等による周知及び広報 一本人、家族、住民、地域の福祉関係者に 制度やセンターを周知し、広める。	必須	◎ (社会福祉協議会と 協働して担う)	△ (研修会や講演会等に 参加する形で担う)	◎ (地域福祉の推進主 体として協働で担う)
進行		・明確な相談窓口の設置 (自治体及び中核機関) 一本人、親族、支援者、福祉施設、病院、事 業所等への相談対応や相談会等を行い、 相談につながりやすい環境を整備する。	必須	© (生活困窮者自立 支援窓口と一体的 に設置し、断らない 相談窓口とする)	×	×
管理機能		・相談機関における検討への専門職の派遣(法律・福祉)、権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズの見極め 一地域の相談支援機関等のケース検討に参加し、債務や契約などの課題に関する法的な課題を明確にする。	必須	◎ (アセスメントを行い 後見ニーズを見極 める)	△ (潜在対象者を発見した場合は権利擁護支援センターにつなぐ)	△ (潜在対象者を発見 した場合は権利擁 護支援センターにつ なぐ)
		・支援方針の検討・決定 ・首長申立て判断等 ーケース検討で成年後見ニーズを分析・判 断して支援方針を見立て、判断する。	必須	◎ (チームで検討でき るよう主導し、支援 方針を決定する)	〇 (高齢者が関係する場合、ケースの内容から必要に応じて役割を担う)	〇 (ケースに関わりの ある場合、必要に応 じて役割を担う)

中核機関及び権利擁護支援センターにおける役割分担表

		求められる具体的な役割	開設時に備えるべき 機能の優先度	市		社会福祉協議会
				社会福祉課 (生活困窮自立支援窓口)	高齢福祉課 (基幹地域包括支援センター)	地域福祉課 (日常生活自立支援事業)
	相談	・日常生活自立支援事業からの移行・生活困窮者自立支援事業等の利用促進一利用者の判断能力が低下しても、本人の状態変化に応じて、適切な時期に成年後見制度等の利用につなぐ。	必須	◎ (日頃から日常生活 自立支援事業担当 者と連携し、成年後 見支援を検討する)	△ (潜在対象者を発見した場合は権利擁護支援センターにつなぐ)	◎ (日常生活自立支 援事業利用者等、 成年後見の検討が 必要な者をつなぐ)
		・任意後見開始等のタイミングに関する助言や サポート 一任意後見契約を締結した本人の判断能力 が低下しても適切な時期に任意後見開始 等の助言やサポートを継続的に行う。	必要に応じて実施する。	O (必要に応じて相談 を受ける)	×	×
進行管		・申立てに関わる相談・支援 一本人や親族等の申立者に対して、申立て を行いやすくなるよう相談・支援する。 一必要に応じて首長申立てを行う。	必須	© (申立てに関わる相 談を社会福祉課に おいて対応する)	×	×
理機能		・適切な成年後見人候補者推薦のための検討 (候補者・チームの見立て) ー情報を集約して誰が(どの専門職が)ふさ わしいかマッチングできるようにする。	申立てすることになれば、 候補者を調整することと なるため、関連して必要 な機能となりうる。	© (相談機能と関連し て候補者を推薦で きる機能を備える)	〇 (ケースに関わりのあ る場合、必要に応じて 役割を担う)	〇 (ケースに関わりの ある場合、必要に応 じて役割を担う)
		・市民後見人の研修等養成 一適切な成年後見人候補者を増やし、支援 の担い手として市民後見人を養成する。	相談傾向等から、望ましい市民後見人像は実績を 積んでから検討する。	△ (将来的に実施でき るよう検討する)	×	◎ (今後実施できるよう企画立案する)
		・法人後見の担い手育成や活動支援 ー長期的な支援を要するケースなど地域で 柔軟に対応できる支援体制を整える。	相談傾向等から、法人後 見の実施やあり方は実績 を積んでから検討する。	△ (法人後見ガイドラ インを社会福祉協議 会と協働で作成する)	×	◎ (法人後見のあり方 を主体で検討する)
	後見人支援	・チーム等支援会議の調整やコーディネート ー後見人選任後、本人を支えるチームを再 編成し、相談・連携体制を整える。	ケースに応じて実施す る。	◎ (中核機関として主 導し体制を整える)	〇 (関わりのある場合は 必要に応じて加わる)	〇 (関わりのある場合は 必要に応じて加わる)

中核機関及び権利擁護支援センターにおける役割分担表

		求められる具体的な役割	開設時に備えるべき 機能の優先度	市		社会福祉協議会
				社会福祉課 (生活困窮自立支援窓口)	高齢福祉課 (基幹地域包括支援センター)	地域福祉課 (日常生活自立支援事業)
進行管理機能	後見人支援	・後見人等の相談窓口の明確化やバックアップ体制 一本人・後見人が中核機関と連携することで 後見活動を支え、適切な支援を提供する。	ケースに応じて実施する。	◎ (後見人からの各種 相談を断ることなく 対応する)	×	×
		・家庭裁判所との連絡調整 ー中核機関が家裁と連携し、本人の状態変 化に伴い類型や後見人変更等調整する。	類型や後見人の変更を要するケースを把握したら、 実施する。	〇 (中核機関として役 割を担う)	×	×
		・報告書等書類作成支援 一家裁への報告書の作成を支援する。	相談があった際は家庭裁判所と連携する。	〇 (中核機関として役 割を担う)	×	×
不正防止		・後見人等の不正防止	状況に応じて対応する。	〇 (中核機関として役 割を担う)	△ (疑わしい案件があれ ば情報提供する)	△ (疑わしい案件があ れば情報提供する)

<記号の説明>

- ◎:実施主体となる又は主導して、その役割を担う。
- 〇:状況に応じて対応したり、関連するときは協働して関わったりするなど、その役割を担う。
- △:支援が必要なケースをセンターへつなぎ、情報提供するなど、側面的にその役割を担う。
- ×:その役割を担わない。